「建築物等における木材の利用の促進に関する方針」の改正について

- 建築物等における木材の利用を促進し、脱炭素社会の実現に資すること等を目的として、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」の改正により、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大されたことや、 林業県ぐんま県産木材利用促進条例の規定を踏まえ改正。
- ○名称「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を「建築物における木材の利用の促進に関する方針」に改める。

第1 方針策定の趣旨

第2 木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 建築物における木材の利用の促進の意義
- 2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向
- (1) 木材の利用の促進に向けた各主体の取組
 - ①県の取組、②市町村の取組、③事業者による取組、
 - ④県民による取組
- (2) 関係者相互の連携及び協力
- (3) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立
- (4) 県民の理解の醸成

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 住宅における木材の利用の促進
- 2 建築物木材利用促進協定制度の活用
- (1)建築物木材利用促進協定の周知
- (2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準
- (3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進
- 3 公共建築物における木材の利用の促進
- (1) 木材の利用を促進すべき公共建築物
- (2) 木材の利用を促進する公共建築物以外の施設等
- 4 木材の利用を促進する施策の具体的方向
- (1)計画段階での配慮
- (2)補助事業者への要請
- (3) 多様な木材の利用の促進
- 5 積極的に木造化を促進する建築物の範囲

第4 県が整備する公共建築物における木材の利用の目標

- 1 公共建築物の木材利用の目標
- 2 公共建築物以外の施設の木材利用の目標
- 3 その他の木材利用の目標
- 4 県産木材の利用

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

- 1 木材の供給に携わる者の責務
- 2 木材の利用の促進に関し必要な事項

第6 木材の利用の促進に関し必要な事項

- 1 市町村方針の作成に関する事項
- 2 コスト面で考慮すべき事項
- 3 県産木材の強度性能に関する事項
- 4 ぐんまの木利用推進会議の活用

○法の基本理念を踏まえて木材の利用を促進

- ○非住宅の建築物や中高層建築物の木造化等の促進により、脱炭素社会の実現、地域の経済の活性化等へ大きく 貢献
- ○建築物における木材利用は、快適な生活空間の形成に も寄与
- ○県、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製 造業者等関係者相互の連携及び協力
- ○林業・木材産業事業者の建築用木材の安定供給に係る 努力義務
- ○建築物木材利用促進協定制度の活用、積極的な周知
- ○公共建築物における率先的な木造化・内装等の木質化
- ○木材の利用の促進の啓発
- ○コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化
- ○条例の規定に基づき策定している「ぐんま県産木材の利用の促進に関する指針」に規定により木造、内装木質化の推進
- ○木材の利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な 供給に努める
- ○適切かつ安定的に供給できる体制づくりを推進
- ○市町村方針の作成
- ○適切かつ安定的に供給できる体制づくりを推進